

令和7年度 第3回定期監査（令和8年3月27日報告） 【指摘事項】

対象部局：保健福祉部、上下水道局、選挙管理委員会事務局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内 容
1 水道施設課	1 支出事務について (1) 委託料支出事務 金額に誤りのある委託業務完成届及び請求書を受領し、支出命令をしているものがあった。 支出権者は、郡山市上下水道局会計規程第31条の規定により、支出をしようとするときは、当該支出に関する法令、書類等に基づいて支出を決定しなければならないが、金額に誤りのある委託業務完成届及び請求書を受領し、支出命令をしているものがあった。	措置（完了）	（水道保全課（旧：水道施設課）） 今般の金額に誤りのある委託業務完成届及び請求書を受領し、支出命令をしていたことについては、受注者から提出された書類の確認が不十分であったことが原因です。 指摘のあった点については、速やかに不足分を受注者へ支払いました。 上記を受けて、課内で契約書の内容を十分把握するとともに、複数人によるチェック体制づくりを行い、再発防止に取り組んでおります。 令和8年8月31日措置通知 市長
2 障がい福祉課	(2) 扶助費支出事務 助成金の額を誤って支出しているものがあった。 支出権者は、支出をしようとするときは、郡山市財務規則第55条第1項の規定により、請求書等に基づき支出の根拠等を調査し、その調査事項が適正であると認めたときに支出命令をするものであるが、助成金の額を誤って支出しているものがあった。	措置（完了）	今回の事案は、助成金額の根拠となる書類の点検及び確認が不十分だったことが原因です。 指摘のあった点については、支払誤りのあった申請者の方に対し、説明を行い、過大支出分の返還をいただきました。 上記を受けて、引き続き複数人での点検及び確認を行い、疑義のあった際には、担当者同士で協議しながら確認を行い、制度のルールや考え方について共通認識を持つことを徹底し、チェック体制を強化することで、再発防止に努めてまいります。 令和8年8月31日措置通知 市長
3 保健所総務課	2 財産管理事務について (1) 物品管理事務 自動車の管理に係る書類の整備がされていないものがあった。 市が管理する自動車は、郡山市財産規則第47条の規定により物品に関する事務を行う職員は、法令の規定に従うほか善良な管理者の注意をもってその事務を行い、及び物品を使用するとともに、道路交通法第74条の3の規定により内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに選任する安全運転管理者は、郡山市自動車管理規程第9条第2項第3号に定める運転者免許資格記録台帳を管理しなければならないが、当該台帳が整備されていなかった。	措置（完了）	運転免許資格の管理体制については、毎年4月に各所属長から人事課へ提出する公用車運転命令の報告時に、所属長が運転免許証の原本を確認し、その写しを保管していましたが、郡山市自動車管理規程に定める「安全運転管理者の職務」への認識が不足しており、該当する運転者免許資格記録台帳を整備していなかったことが原因です。 これを受け、運転者の免許証の有効期限や資格情報等を適切に把握するため、運転者免許資格記録台帳を整備いたしました。 令和8年8月31日措置通知 市長
4 水道施設課	(2) 固定資産管理事務 自動車の管理に係る書類の整備がされていないものがあった。 上下水道局が管理する自動車は、郡山市上下水道局会計規程第102条第1項の規定により固定資産として管理するとともに、道路交通法第74条の3の規定により内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに選任する安全運転管理者は、郡山市上下水道局自動車管理規程第5条第1項第6号に定める運転者免許資格記録台帳を備え、必要な事項を記録しなければならないが、当該台帳が整備されていなかった。	措置（完了）	（水道保全課（旧：水道施設課）） 運転免許資格の管理体制については、毎年4月に各所属長から総務課長へ提出する公用車運転命令の報告時に、所属長が運転免許証の原本を確認し、その写しを保管していましたが、郡山市上下水道局自動車管理規程に定める「安全運転管理者の職務」への認識が不足しており、該当する運転者免許資格記録台帳を整備していなかったことが原因です。 これを受け、運転者の免許証の有効期限や資格情報等を適切に把握し、道路交通法等の規定を遵守できる体制を整え適切な運用となるよう、同規程の改正を行いました。 令和8年8月31日措置通知 市長

令和7年度 第3回定期監査（令和8年3月27日報告） 【意見】

対象部局：保健福祉部、上下水道局、選挙管理委員会事務局

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応 状況の別	内 容
1 障がい福祉課	人工透析患者通院交通費助成事業支出事務について 人工透析患者通院交通費助成事業支出事務の誤りについては、令和5年度第2回定期監査において指摘を行っており、事務ミスの防止及び事務の改善を求め、担当所属から処理手順の見直し及びチェックシートによる確認の強化の改善策が示されたところである。しかしながら、今回の定期監査においても、当該助成金の額を誤って支出していることが確認されたことから、指摘と併せて意見を付すものである。 当該助成事業支出事務の内容を見ると、助成金額の算出方法が複雑であることが支出事務の誤りの主な原因と推察される。加えて、当該助成事業に係る当事者や医療機関等との関わりも事務の複雑化を助長しており、関係者に負担が生じている状況と考えられる。 以上のことから、人工透析患者通院交通費助成事業の要綱を見直すなどの助成事業の仕組み自体をより単純化・簡素化を図ることについて検討されたい。また、現在、本市では市民の利便性向上や行政事務の効率化を図るため、事務手続のオンライン化を推進していることから、申請手続等にデジタル技術を活用することも併せて検討されたい。その際、部局間連携により、システムや事務改善を専門とする部門からサポートを得ることや、他自治体の類似事業についても調査し、業務の参考とすることも有効な手段と考える。 当該助成事業は、助成対象者の生活を支援するための重要な施策の一つであることから、事業全般の改善を図られたい。	対応状況 (未完了)	今回の事案は、助成金額の算出方法が複雑であることが支出誤りの主な原因と考えられることから、助成事業の仕組み自体の単純化・簡素化を図るため、事務改善や事務手続きのデジタル技術の活用可能性などの観点からも専門の部門のサポートを受けながら、検討を進めているところです。今後におきましても、助成対象者の利便性向上や事務効率化など、他自治体の事例について調査しながら、当該事業のあり方について総合的に検討し、見直しを図ってまいります。 令和8年8月31日対応状況報告 市長